

103 万円の壁から 160 万円の壁へ

昨年から長らく議論されていた「103 万円の壁」問題ですが、令和 7 年度税制改正法案が 3 月 4 日、衆議院で可決されたことにより決着を迎えました。昨年 12 月の令和 7 年度税制改正大綱では、給与所得 123 万円までを非課税とする案が公表されていましたが、178 万円までの引き上げを主張する国民民主党との協議により、最終的には 160 万円とすることで決着となりました。

1. 103 万円の壁とは

現行では給与所得者の場合、給与所得控除 55 万円と基礎控除 48 万円が給与収入から差し引かれます。そのため、 $55 \text{ 万円} + 48 \text{ 万円} = 103 \text{ 万円}$ までは所得税が発生しません。

2. 123 万円の壁とは

昨年 12 月の税制改正大綱では、給与所得控除と基礎控除をそれぞれ 10 万円ずつ引き上げ、123 万円までを非課税とする見通しでした。

3. 160 万円の壁とは

123 万円までを非課税とした税制関連法案を修正し、年収 200 万円以下の人は、基礎控除をさらに 37 万円上乘せし、95 万円としました。これにより、給与所得控除 65 万円+基礎控除 95 万円 = 160 万円まで非課税枠が引き上げられます。この改正は令和 7 年分からとなります。

また、年収 200 万円超の人の控除額は下記表のとおりです。年収ごとに控除加算額が変わり、年収の低い人ほど控除が多くなります。なお、年収 200 万円超～850 万円以下の基礎控除上乘せは令和 7 年と令和 8 年の 2 年間限定となります。

年収要件	控除加算額	基礎控除	措置期間
200万円以下	+37万円	95万円	-
200万円超～ 475万円以下	+30万円	88万円	2年間限定
475万円超～ 655万円以下	+10万円	68万円	2年間限定
655万円超～ 850万円以下	+5万円	63万円	2年間限定
850万円超～ 2,545万円以下	なし	58万円	-

4. 社会保険料 130 万円の壁との関係

上記の年収の壁は、所得税に関するものです。年収 130 万円を超えると社会保険（健康保険・厚生年金）が発生する 130 万円の壁とは別話となりますのでご注意ください。

歯科会計®

交際費に関する注意点

税務調査においてたびたび問題となるのが交際費です。支出した交際費が経費として認められるためのポイントをまとめます。

1. 交際費の定義

交際費とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、取引先その他事業に関係ある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいます。

具体的には、Dr.や患者さんとの飲食代やゴルフプレー代、お中元、お歳暮、慶弔費等の支出が挙げられます。

2. 交際費として認められるために

税務調査の現場で問題となるのは、それが本当に事業に必要なものかどうかという点です。要はその支出に事業外の個人的なものが含まれていないかを調べられるわけです。そのためには相手先が誰かを明らかにする必要があります。

税務調査の実際の現場でよくあるケースとして、支出先を一覧にしてすべて相手先を記載するよう求められることがあります。そのような場合、時間と手間がかかりますので、普段から領収書等に相手先を記載するようにしてください。

また、従業員に関しての支出は交際費ではなく、福利厚生費となります。こちらメモ書き等でその旨分かるようにしてください。

3. 交際費の損金不算入制度

法人の場合、下記のとおり、交際費の損金算入に制限があります。（個人事業は制限なし）

資本金	年 800 万円まで定額控除	飲食費の 50%まで損金算入
1 億円以下	○	○
1 億円超 100 億円以下	×	○
100 億円超	×	×

橋本会計のお客様の場合、ほとんどが資本金 1 億円以下となっていますが、**基金型の医療法人で純資産が 1 億 6,667 万円以上の場合**には、資本金 1 億円超として取り扱われますので、交際費で損金処理できるのは**飲食代の 50%のみ**となり、その他交際費は損金不算入となります。

基金型の医療法人で毎年多額の利益を出している場合には注意が必要です。

4. 1 人当たり飲食費の金額基準の引上げ

上記の飲食代ですが、令和 6 年 4 月 1 日以後に支出する飲食費から、1 人当たり 1 万円以下のものが除かれます（改正前 1 人当たり 5,000 円以下）。

飲食代が、1 次会、2 次会など複数にわたって行われた場合でも、それぞれが単独で行われていれば、それぞれで 1 人当たり 1 万円以下の判定を行います。

領収書やレシートで参加人数が分かるようにしておくことにより、損金算入額を増やすことができますので、普段から書類の保管やメモ書きをしておくようにしてください。

資産承継

相続税が課される財産

相続税の計算上、相続税の課税対象となる財産について以下まとめています。

<相続税が課される財産>

① 被相続人が亡くなった時点において所有していた財産

現金、預貯金、有価証券、宝石、土地、家屋などのほか貸付金、特許権、著作権など金銭に見積もることができる経済的価値のある全ての財産が相続税の課税対象になります。

そのため、日本国内に所在する財産のほか、日本国外に所在する財産も相続税の課税対象になります。

なお、財産の名義にかかわらず、被相続人の財産で家族の名義となっているものなど（名義預金等）も、相続税の課税対象となります。

② みなし相続財産

被相続人の死亡に伴い支払われる「生命保険金」や「退職金」などは、相続によって取得したものとみなされ、相続税の課税対象になります。

ただし、「生命保険金」と「退職金」は 500 万円×法定相続人の人数の金額までは非課税となります。

③ 被相続人から取得した相続時精算課税適用財産

被相続人から生前に贈与を受け、相続時精算課税制度を適用していた場合、その財産は相続税の課税対象になります。

この場合、相続開始時の評価額ではなく、贈与の時の評価額を相続税の課税価格に加算します。

④ 被相続人から相続開始前 7 年以内に暦年課税贈与を受けた財産

被相続人から相続等によって財産を取得した人が、被相続人が亡くなる前 7 年以内に被相続人から贈与を受けた財産は、相続税の課税対象となります（ただし、相続開始日が令和 8 年 12 月 31 日以前の場合は、加算対象期間は相続開始前 3 年以内となります）。

この場合、相続開始の時の評価額ではなく、贈与の時の評価額を相続税の課税価格に加算します。